平成２４年（フ）第６６６号
千葉県鎌ケ谷市富岡３丁目29番10号
債務者　國分　初恵
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１７号
千葉県柏市藤ケ谷1099番地１
債務者　相馬　千絵（旧姓山腰）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７２６号
北九州市八幡東区大谷１丁目３番６―704号
債務者　原田　　通
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７４２号
北九州市門司区松原２丁目６番27号
債務者　市來久仁子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７５０号
名古屋市東区東桜１丁目９番８号　板柳ビル３Ｂ号
債務者　河辺　美江（旧姓犬塚）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９３号
名古屋市北区下飯田町４丁目71番地　中山ハイツ302号
債務者　葛城　博行
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０３４号
名古屋市中村区太閤通９丁目９番地　横田ビル３Ｂ号
債務者　遠山　　薫
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６４０号
大阪府豊中市服部豊町１丁目４番14―504号
債務者　成瀬　翔太
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２７４号
大阪市浪速区元町３丁目８番７号　伍條ビル８Ｆ、前住所京都市下京区不明門通六条上る下平野町484番地
債務者　長井美樹こと　ソリアノ　レジン
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３７７号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番112―406号
債務者　関根　三良
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３７８号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番112―406号
債務者　関根みよ子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４７０号
大阪府寝屋川市春日町26番36号、事業所所在地大阪市西区北堀江１―22―25―201
債務者　青木　佳隆
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５７４号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目45番33号　みやマンション２Ａ
債務者　西畑安紀子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６６号
大阪市鶴見区今津中５丁目６番６号　比枝コーポ303号
債務者　久米　將男
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８０７号
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の159
債務者　伊達　富子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８４９号
大阪市浪速区幸町２丁目３番40―404号
債務者　竹村　恭子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８５６号
大阪市西区南堀江４丁目２番10号２Ｄ
債務者　森田　忠征
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部